

陸前高田 NPO 協会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 この組織は、陸前高田 NPO 協会と称する。

(事務所)

第2条 この組織は、陸前高田まちづくり協働センター内に事務所を置く。

(目的)

第3条 陸前高田市においてまちづくりのプレイヤー不足を解消するため、自主的・自立的かつ継続的に活動する NPO に働きかけその活性化と連携を図る。また、住民を戦略的に巻き込み、まちづくりに参加する開かれた機会を提供することによって、当事者意識を持って行動できる人を増やし、地域社会の継続性を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 この組織は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 陸前高田市におけるまちづくりのための情報仲介窓口に関すること。
- 2) 陸前高田市におけるまちづくりの促進のための連携体制の確立に関すること。
- 3) 陸前高田市におけるまちづくりの支援・促進のための施策の展開の推進に関すること。
- 4) 陸前高田市におけるまちづくりの支援・促進のための調査研究に関すること。
- 5) その他、目的達成に必要なこと。

第二章 会員

(会員)

第5条 この組織は、正会員のみで構成し、会員は第3条に定める目的に賛同し、陸前高田市内で地域・社会貢献性のある活動を行う、または活動を予定する団体および個人とする。

(加盟及び会費)

第6条 この組織へ加盟しようとする者は、入会届および本会の目的への同意書を事務局に提出する。

- 1) 加盟期間は原則事業年度毎の1年間とし、毎年上記書類の提出をもって更新とする。
- 2) 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(脱退)

第7条 会員は、事務局に申し出ることにより任意に脱退することができる。

(除名)

第8条 この組織は、以下の行為をおこなった会員を、幹事会の3分の2の議決をもって除名することができる。

- 1) 名誉を傷つけ、または会の目的に反する行為をしたとき。
 - 2) 犯罪等反社会的行為をおこなったとき。
 - 3) この会則等に違反したとき。
- 2 前項の規定により参加者を除名する場合は、幹事会の議決の前に弁明の機会を与えなければいけない。

第三章 総会

(種別)

第9条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第11条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 1) 幹事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - 2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(機能)

第12条 総会は、以下の事項について審議し、議決する。

- 1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- 2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- 3) 幹事団体の選任に関する事項
- 4) 会則の変更に関する事項
- 5) その他、運営に関する重要事項

(招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第11条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または幹

事団体があらかじめ申し出た方法により、少なくとも5日までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長または会長の指名するものがこれにあたる。

(定足数)

第15条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第16条 総会における議決事項は、第11条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 幹事会開催以外での議決については、書面および電磁的方法（電子決裁）でも決裁することができる。

(表決権等)

第17条 各会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第四章 幹事会

(幹事)

第18条 幹事団体は会員の中から選任する。

- 1) 5団体以上とする。
- 2) 幹事団体は本会の会長となる権利および義務を持つ。
- 3) 幹事団体のうち会長1人および副会長1名を、合議により選出する。
- 4) 会長及び副会長の任期は1年、輪番制とする。但し、事務局を務める幹事団体は会長を兼任しない。

(職務)

第19条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(選任)

第20条 下記条件を満たす会員が幹事団体になる権利を持つ。

- 1) 法人は、事業報告書や会計の報告、登記関係など法人の義務を滞りなく行っていること。
- 2) 任意団体は、これに準ずる書類を表示し団体の明瞭性を説明できること。

平成29年度は、総会で承認を得る。その後、新たに幹事になろうとする会員は、幹事1団体を含む登録団体2団体の推薦を受け、幹事会の過半数の賛成によって仮幹事として承認され、総会で正式に承認を得る。

(任期)

第21条 幹事団体の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(権能)

第22条 幹事会は次の事項を議決する。

- 1) 事業計画の作成及び変更
- 2) 幹事の仮承認
- 3) 本会則の変更
- 4) 会員の除名に関する承認
- 5) その他、この組織の運営に関する必要な事項

(開催)

第23条 幹事会は原則毎月1回開催する。また、幹事の過半数が必要と認めるときには、臨時の幹事会を開催することができる。

(議決)

第24条 幹事会の議事は本会則に特別に記載がない場合は、出席幹事団体の過半数をもって決し可否同数のときは会長の決するところによる。

- 1) 幹事会に出席できない幹事は書面および電磁的方法を持って表決、又は他の幹事団体に代理人として表決を委任する事ができる。
- 2) 幹事会開催以外での議決については、書面および電磁的方法（電子決裁）でも決裁することができる。

(オブザーバー)

第25条 会長の承認により、幹事会にオブザーバー参加できる。

- 1) オブザーバーは議決権を有しない。
- 2) オブザーバーが発言する際は、会長の許可を得なければならない。

第五章 事務局

(設置)

第26条 この組織は事務を処理するため事務局を置くことができる。

- 1) その他、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会が決裁する。
- 2) 事務局は幹事団体の中から互選する。

第六章 会計および資産

(経費)

第27条 この組織の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第28条 この組織の会費は、会員あたり年間3千円とする。

- 1) 毎年加盟登録の際に納入し、中途加盟団体は、加盟時に納入する。
- 2) 退会した会員は、納入した会費、その他拠出金品は返還しない。
- 3) 幹事団体の会費は、別途規定により定める。

(事業および会計年度)

第29条 この組織の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計年度は事業年度に準ずる。

(資産の構成)

第30条 この組織の資産は陸前高田 NPO 協会に帰属する。

(会計)

第31条 この組織の会計は陸前高田 NPO 協会がおこなう。

第六章 解散

(解散)

第32条 この組織を解散しようとするときは、幹事会および総会において、それぞれ会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

1. この会則は平成29年6月1日から施行する。
2. この組織の活動初年度は、設立日から平成30年3月31日までとする。
3. 平成29年度の会費は、幹事団体のみから徴収する。

4. この会則は平成31年4月16日から施行する。